

議案第11号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第5条 対象事業の用に供する一の設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が<u>2,700万円</u>を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者に対しては、対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得（前3条の規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第5条 対象事業の用に供する一の設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が<u>2,500万円</u>を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者に対しては、対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得（前3条の規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に取得される同条第1項に規定する対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地（以下「家屋又は土地」という。）の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に取得された家屋又は土地については、なお従前の例による。